

平成26年

第3回市議会定例会 議案第14号

函館市日乃出いこいの家条例の一部改正について

函館市日乃出いこいの家条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年9月3日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市日乃出いこいの家条例の一部を改正する条例

函館市日乃出いこいの家条例（昭和50年函館市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表中「420円」を「440円」に、「4,200円」を「4,400円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年10月11日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後における改正前の函館市日乃出いこいの家条例の規定に基づく使用回数券については、1回券に20円を加算して使用し、または11回券に200円を加算して改正後の函館市日乃出いこいの家条例の規定に基づく使用回数券と引き換えることができる。

（提案理由）

日乃出いこいの家の使用料を改定するため